

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成26年6月27日

【会社名】 モリテック スチール株式会社

【英訳名】 MOLITEC STEEL CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 永見研二

【本店の所在の場所】 大阪市中央区谷町六丁目18番31号

【電話番号】 大阪(06)6762-2721(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役本社管理部長 谷口正典

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区谷町六丁目18番31号

【電話番号】 大阪(06)6762-2721(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役本社管理部長 谷口正典

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成26年6月26日の第73回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財源の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額224,069,140円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年6月27日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 200,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 200,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

取締役及び監査役の責任免除に関する規定並びに社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を新設する。

第3号議案 取締役11名選任の件

清水正廣、永見研二、赤尾正則、木村慎一、松下善紀、谷口正典、糸川哲朗、門高司、森泰之、速水宏祐及び阪口誠を取締役に選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

布川裕康を監査役に選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

藤谷和憲を補欠監査役に選任する。

第6号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役10名及び社外監査役を除く監査役2名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額43,740千円（取締役分37,540千円、監査役分6,200千円）を支給することとし、各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任する。

第7号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続の件

当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）を継続する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案	170,114	162	0	(注)1	可決 97.29
第2号議案	169,138	1,138	0	(注)2	可決 96.73
第3号議案				(注)3	
清水 正廣	169,003	1,273	0		可決 96.65
永見 研二	169,256	1,020	0		可決 96.80
赤尾 正則	169,256	1,020	0		可決 96.80
木村 慎一	169,256	1,020	0		可決 96.80
松下 善紀	169,256	1,020	0		可決 96.80
谷口 正典	169,256	1,020	0		可決 96.80
糸川 哲朗	169,256	1,020	0		可決 96.80
門 高司	169,256	1,020	0		可決 96.80
森 泰之	169,256	1,020	0		可決 96.80
速水 宏祐	169,982	294	0		可決 97.21
阪口 誠	169,961	315	0		可決 97.20
第4号議案				(注)3	
布川 裕康	164,299	5,977	0		可決 93.96
第5号議案				(注)3	
藤谷 和憲	168,352	1,924	0		可決 96.28
第6号議案	169,915	361		(注)1	可決 97.18
第7号議案	164,343	5,933	0	(注)1	可決 93.99

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
 4. 賛成割合の算定にあたっては、意思表示を無効とした事前行使分についても出席株主の議決権数に参入しております。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。